

9 雫石中学校PTA会則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は雫石中学校PTAといい、事務局を雫石中学校におく。

(目 的)

第 2 条 この会は父母と教師が研修につとめ、協力して家庭、学校、社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、会員の意思によって運営し、生徒の育成、並びに福祉のために活動する他の団体、機関と協力する。

(活 動)

第 4 条 この会は第2条の目的達成のために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の理解と協力
- (2) よい父母、よい教師になるための研修
- (3) 家庭と緊密な連絡に基づく生徒の生活指導
- (4) 教育諸条件の改善と充実
- (5) 生徒の安全確保
- (6) その他必要と認める活動

(会 員)

第 5 条 この会は雫石中学校に在籍する生徒の保護者ならびに教師、およびこの会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

(役員及び顧問)

第 6 条 この会に次の役員をおく。

会長1名・副会長6名(三役と称する)、学年PTA会長3名、専門部長3名、地区事務局長5名、学年事務局長3名、監事4名、事務局若干名。

また、この会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事はこの会の会計及び業務の監査にあたる。

(役員の選出)

第 8 条 この会の役員は、会員の中から次の方法によって選出する。

- (1) 会長、監事は総会において選出する。副会長は、各地区PTAにおいて選出し総会において承認する。
- (2) 事務局長は会長が指名する。
- (3) 学年PTA会長ならびに専門部長はそれぞれの中から選出する。
- (4) 各地区PTAおよび学年、学級PTAの役員選出は、それぞれの地区及び学年、学級ごとに行なう。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は1年とする。

(総 会)

第 10 条 総会はこの会の全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

(総会の種類)

第 11 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は4月に開催する。
- (2) 臨時総会は役員が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

(総会の決議事項)

第12条 総会の決議事項は次のとおりとし、会員の過半数をもって議決する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算ならびに決算に関する事。
- (4) 役員の選出に関する事。
- (5) その他必要と認める事項。

(役員会)

第13条 役員は役員会を構成し、総会の決議に従いこの会の運営にあたる。

役員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は次の事項を審議または処理する。

- (1) 地区PTA、学年PTAおよび各専門部会の連絡調整に関する事。
- (2) 運営細則の制定改廃に関する事。
- (3) 総会に提出する案件に関する事。
- (4) その他この会の運営に関する事。

(地区PTA、学年PTA、専門部会)

第15条 この会の活動を円滑にするため、地区PTA、学年PTAおよび専門部会をおく。

その運営に関する細則は別にこれを定める。専門部会は、総務部、研修厚生部、環境指導部の三つとする。

(委員会)

第16条 この会の活動を円滑にするため企画委員会を常設し、必要に応じて委員会を特設することができる。企画委員会は会長1名、副会長6名、3学年会長1名、総務部長1名、事務局2名で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(運営細則の制定改廃)

第17条 この会の運営に関する細則の制定改廃は、これを次期総会に報告しなければならない。

(経費)

第18条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

第1条 この会則は昭和50年5月1日から施行する。

第2条 この会則を昭和53年4月25日に一部改正した。

この会則を昭和60年4月27日に一部改正した。

この会則を昭和61年4月26日に一部改正した。

この会則を平成6年4月27日に一部改正した。

この会則を平成8年4月26日に一部改正した。

この会則を平成9年4月27日に一部改正した。

この会則を平成10年4月27日に一部改正した。

この会則を平成25年4月27日に一部改正した。

この会則を平成28年4月29日に一部改正した。

雫石中学校 P T A 慶弔規程

第1条 この規定は、会員相互の慶弔に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定の適用は次の範囲とする。

- (1) 会員
- (2) 生徒
- (3) 本校職員の家族（配偶者・子・両親）

第3条 この規定による慶弔金の支出は、別表基準による。但し、特に事情ある際には、会長が適宜取り運ぶものとする。

第4条 この規定の変更は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この規定は、平成元年4月1日から施行する。

<別表基準>

1 会員及び教職員の家族

・会員の死亡	5,000円	※弔電
・教職員の家族の死亡	5,000円	※弔電
・罹 災	5,000円	

2 生 徒

・死 亡	5,000円	※弔電
・傷 病（但し、1ヶ月以上の入院）	5,000円	

3 教職員（別表1の基準以外について）

・転退職（在職1～3年）	3,000円
・転退職（在職4～6年）	5,000円
・転退職（在職7～9年）	7,000円
・転退職（在職9～10年）	10,000円
・結 婚	3,000円
・出 産	3,000円
・傷 病（但し、1ヶ月以上の入院）	3,000円

雫石中学校 P T A 細則

第 1 地区 P T A

この会の活動を円滑、活発にするため地区 P T A を結成する。

- (1) 地区 P T A は町内小中学校を基礎とし、次のように結成する。

雫石地区 P T A、七ツ森地区 P T A、西山地区 P T A、御明神地区 P T A、御所地区 P T A

- (2) 地区 P T A の中に地域 P T A を編成する。

- (3) 各地区 P T A は、次の役員をおく。

会長（1 名）、副会長（2 名）、事務局長（1 名）、事務局員（若干名）、地域役員（各 1 名）

- (4) 地区 P T A 役員は次のことを行なう。

ア 雫石中学校 P T A の目的にそって、地区内会員の研修、親睦のための行事を企画し実施する。

イ 役員会、専門部会、特設委員会において決定したことを会員に連絡し、実践活動に協力する。

ウ 各家庭と緊密な連絡に基づく生徒の生活指導にあたる。

エ その他必要と認める事項。

- (5) 各地区の会員は、別項に定める専門部に分属する。

- (6) 役員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 2 学年 P T A ・学級 P T A

この会の活動を円滑、活発にするため学年 P T A を結成する。

- (1) 学級ごとに、会長（1 名）、副会長（1 名）、専門部員（3 名）、を選出し、学級会長の互選により、学年 P T A 会長（1 名）、同副会長（1 名）、同事務局長（1 名）を選出する。副会長は会長に事故があるとき、その職務を代行する。

- (2) 3 学年の会長は各学年 P T A を代表し、その業務を統括する。

- (3) 学年、学級 P T A は次のことを行なう。

ア 保護者と教師の相互理解、提携に関すること。

イ 学年、学級の教育効果の向上、問題解決に関すること。

ウ 専門部活動へ協力すること。

- (4) 役員、委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 3 専門部

この会の活動を意欲的に行なうために、次の専門部をおく。

総務部、研修厚生部、環境指導部

- (1) 専門部は、各学級から選出された役員により構成される。

- (2) 総務部に広報編集委員会をおき、広報編集委員会の会長には総務部長があたるものとする。

- (3) 総務部長は各専門部を代表し、その業務を統括する。

- (4) 各専門部の業務は別に定めるものとする。

(附則)

・この規定は令和 2 年 4 月 2 4 日一部改正する。

雫石中学校 P T A 会長推薦規程

第 1 条 この規程は、雫石中学校 P T A 会長の推薦に関する必要事項を定めるものとする。

第 2 条 会長は会長推薦委員会において推薦し総会において選出するものとする。

第 3 条 会長推薦委員会の構成は次のとおりとする。

地区選出副会長 5 名

第 4 条 会長は原則として次の地区順で推薦する。

七ツ森地区 西山地区 御所地区 御明神地区 雫石地区

第 5 条 会長の推薦は委員会で決定するものとする。ただし、該当地区からの推薦が難しい場合は、会長推薦委員会において別地区からの推薦を認めるものとする。

第 6 条 この規程の変更は、総会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は平成 2 0 年 4 月 2 5 日から施行する。

初年度は、平成 2 1 年度とする。

雫石中学校 P T A 表彰規程

第 1 条 この規定は、本校 P T A 活動に功績のあった者に対して、感謝状を贈呈する場合の必要事項を定めるものとする。

第 2 条 第 2 条 表彰の基準は、概ね次の通りとする。

- (1) P T A 会長、副会長にあった者。
- (2) P T A 活動に功績のあった者。

第 3 条 被表彰者の選考は、前項の基準に基づき役員会で決定する。
表彰者には、感謝状のほか記念品を贈呈する。ただし活動年度 1 回限りとする。

第 4 条 この規程は、総会の承認がなければ改廃することができない。

(附 則)

第 1 条 この規程は、平成 1 7 年 5 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規程は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日一部改正する。

雫石中学校 P T A 生徒育成事業助成資金規定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この規定で定める資金は「雫石中学校 P T A 生徒育成事業助成資金（略称：生徒育成資金）」という。

第 2 章 目的と事業

(目 的)

第 2 条 この規定は本校の生徒育成のための事業を助成することを目的として定める。

(事 業)

第 3 条 この規定は本校生徒の健全な育成を目的として本校が行なう育成事業を円滑に達成するために必要な資金の援助を行なうためにある。

第 4 条 この規定における資金の助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 本校が属する機関の主催又は関与する大会への生徒の派遣関係
- (2) 前号に準ずる校外活動参加のための生徒の派遣関係

第 5 条 前項の事業の優先順位は第 3 章第 7 によるほか校長がこれを決定する。

第 3 章 資 金

(財 源)

第 6 条 この規定に定める、資金は次の財源により運営する。

- (1) 生徒保護者が拠出する 1 世帯につき年間 8,000 円（月額 800 円×10 回集金）
- (2) 寄付金
- (3) 資金から生ずる利子
- (4) その他の収入

(資金の管理)

第 7 条 この資金は P T A 役員会があらかじめ指定する「生徒育成資金運用基準」により校長が管理運用する。

第 8 条 この資金の会計には、校長の指名する職員をあてる。

第 4 章 決 算

(決算事務)

第 9 条 この資金の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 条 会計は前項の機関の収支を決算し、P T A 総会に報告する。

(会計監査)

第 11 条 この資金の会計監査は P T A 監事があたる。

第 5 章 補 則

第 12 条 第 3 章第 6 の生徒保護者が拠出する資金の額は P T A 総会において定める。

第 13 条 この規定の改廃は P T A 役員会において行ない、P T A 総会において決定する。

第 14 条 この規定は昭和 58 年 4 月 23 日より実施する。

(附則)

- ・この規程は、平成 28 年 4 月 29 日一部改正する。
- ・この規程は、令和 3 年 3 月 3 日一部改正する。

＜生徒育成資金運用基準＞

（資金の管理）

第1 資金は校長の指定する預貯金または現金で管理する。

（助成金の種類等）

第2 助成金の種類及び援助額は次のとおりとする。

（1） 交通費

ア JR利用を原則とし、運賃実費とする。

イ JR線のない地域の場合は定期バスの運賃とする。

ウ なお、やむを得ず借上車または私用車利用の場合は、借上料実費または燃料実費相当の定額とし、調整する。（基本は20円／km）

（2） 宿泊費

大会要項に示された宿泊費の額

（3） 参加料

大会要項に示されたチームの参加料

（4） その他

スキー競技の場合の規定のリフト料金の額、文化部の活動費

（助成の順位）

第3 助成金配分上必要あるときは次の優先順位による。

（1） 本校が属する機関の主催する大会への生徒の派遣関係

（2） 本校が属する機関の関与する大会への生徒の派遣関係

（3） 前項に準ずる校外活動参加のための生徒の派遣関係

第4 優先順位が同順位の援助案件が生じたときは、その優先順位ならびに相当額は校長が決定する。

（資金の運用）

第5 一般会計年度中に第3の（1）～（3）の生徒の派遣が少なく残金を生じたときは、当該助成相当額は次年度に繰り越すものとする。

第6 資金の運用上疑義が生じたときはPTA会長と協議する。PTA会長は必要に応じ役員会を招集して協議する。

第7 援助額は第2の範囲内で校長が決定する。（一つの部活動の援助額の上限は、原則60,000円）

（附 則）

第8 この基準の改廃はPTA役員会において行ない、PTA総会において決定する。

第9 この基準は、昭和58年4月23日より実施する。

- ・平成26年4月28日一部改正する。
- ・平成28年4月29日一部改正する。
- ・平成29年4月27日一部改正する。
- ・令和 3年4月24日一部改正する。